

改正 令和2年9月16日 原規人発第2009162号 原子力規制委員会決定

令和2年9月16日

原子力規制委員会

原子力規制委員会委員長及び委員の倫理等に係る行動規範の一部改正について

原子力規制委員会委員長及び委員の倫理等に係る行動規範（原規総発第12091909号）の一部を、別表により改正する。

附 則

この規程は、令和2年9月16日から施行する。

別表 原子力規制委員会委員長及び委員の倫理等に係る行動規範 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 委員長及び委員の兼業の許可に関しては、原子力規制委員会設置法第 11 条第 3 項の規定によるほか、<u>一般職の例によるものとする。</u></p>	<p>附 則 委員長及び委員の兼業の許可に関しては、原子力規制委員会設置法第 11 条第 3 項の規定によるほか、<u>別に原子力規制委員会決定で定めるところによる。</u></p>